

5 輸国第3043号

関税割当公表第TRQ-20号

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和  
6年度の無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てにつ  
いて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関  
する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定  
に基づき、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU  
協定」という。）に基づく割当ての対象となるココアを含有する調製食料品（塊  
状、板状又は棒状のもので、その重量が2kgを超えるもの及び液状、ペースト状、  
粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2kgを超える容器入  
りの又は直接包装にしたものに限るものとし、砂糖を加えたものを除く。）のう  
ち、チョコレートの原料として使用するもの（以下「EU産無糖ココア調製品（チ  
ョコレート原料用）」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定め  
ます。

令和5年11月30日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、合計割当数量及び通関期限

1 割当対象物品（180620.292）

EU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）（日EU協定 附属書2  
-A 第3編 第B節21に掲げるTRQ-20のココアを含有する調製食

料品であって、関税定率法（明治43年法律第54号）別表第1806.20号の2の（2）に掲げる物品のうち、関税割当制度に関する政令別表第1806.20号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの）

2 合計割当数量 956 t

3 通関期限 令和7年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課（以下「受付担当課」という。）

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省輸出・国際局国際経済課

第4 関税割当申請書等の提出期間及び提出時間

1 提出期間（直接持ち込みの場合は、行政機関の休日を除く。）

(1) 令和5年12月12日（火）から令和6年1月15日（月）まで

(2) 令和6年7月16日（火）から同年7月22日（月）まで

(3) 令和6年12月10日（火）から同年12月16日（月）まで

ただし、(2)及び(3)に掲げる期間にあつては、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てにおいて生じた残数量及び各期間の開始日の3週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）までに返還された割当数量の合計（以下「割当可能数量」という。）が1 t以上ある場合にのみ関税割当申請書等を提出することができる。

なお、(2)及び(3)に掲げる期間における割当ての実施の有無及び実施する場合の割当可能数量は、各期間の開始日の2週間前の火曜日（火曜日が行政機関の休日の場合はその直前の開庁日。）の午後2時までに農林水産省ホームページ（以下「当省ウェブサイト」という。）において公表する。

2 提出時間 直接持ち込みの場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時までとする。

第5 関税割当申請者の資格

次の全ての要件を満たす者

- 1 関税割当申請書を提出する日において、チョコレートの製造設備を有する者であって、割当てを受けたEU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）をチョコレートの原料として使用することが確実に認められる者
- 2 前年度又は本年度において、第13の規定に基づく効力及び交付停止措置がとられた違反等事項該当者に当たらない者

## 第6 関税割当申請書等の提出方法

以下の1から3のいずれかの方法により提出することができる。

- 1 農林水産省共通申請サービスによる提出  
農林水産省共通申請サービスサイトにアクセスし、申請を行う。
- 2 書面による提出
  - (1) 直接持ち込む場合  
受付担当課へ持参する。
  - (2) 郵送等による場合  
郵便書留等の追跡可能な方法により、以下の宛先まで送付する。  
なお、第4の1の各提出期間内に当省必着とする。  
(宛先)  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 菓子係
- 3 電子メールによる提出  
件名を「TRQ-20号関税割当申請書類の提出（申請者名）」とし、本文に「連絡先」及び「担当者氏名」を記載する。  
(宛先) seizo\_kanzeiwariate@maff.go.jp

## 第7 提出書類

- 1 関税割当申請書（省令別記様式第1）  
ただし、農林水産省共通申請サービスによる提出の場合は不要。
- 2 法人の場合は、登記事項証明書（写し）（個人事業者の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの。））

- 3 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間の無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表（別記様式1）
- 4 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の無糖ココア調製品等使用計画数量等一覧表（別記様式2）
- 5 下記の書類及び資料
  - (1) チョコレート製造の工場名及びその所在地を記載した書類
  - (2) 工場配置図（紙で提出する場合に限り、縮尺を千分の一とする）
  - (3) 製造機械配置略図（紙で提出する場合に限り、縮尺を百分の一とする）
  - (4) 工場工程見取図
  - (5) チョコレート製造機械設備一覧表（別記様式3）

ただし、「令和5年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」（令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第69号）、「令和5年度のオーストラリア産無糖ココア調製品の関税割当てについて」（令和5年2月15日付け4輸国第5035号関税割当公表第57号）、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和5年度の粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（令和4年12月14日付け4輸国第3837号関税割当公表第TWQ-JP12号）、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定に基づく令和5年度の無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（令和4年12月14日付け4輸国第3837号関税割当公表第TWQ-JP14号）、「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和5年度の無糖ココア調製品（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（令和4年11月30日付け4輸国第3471号関税割当公表第TRQ-20号）及び「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく令和5年度の粉乳（チョコレート原料用）の関税割当てについて」（令和4年11月30日付け4輸国第3471号関税割当公表第TRQ-24号）により、令和5年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)から(5)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(5)までの書類の添付を必要としない。

- 6 この関税割当により割当てを受けたEU産無糖ココア調製品（チョコレート原料用）を、当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

なお、農林水産省共通申請サービスによる申請以外の場合は、上記書類に加え、別添の「関税割当証明書送付先及び申請に係る問合せ先」も提出する。

## 第8 申請上限数量及び割当基準

### 1 第4の1の(1)に掲げる期間

1 申請者当たりの申請数量は、956 t又は令和6年度の使用計画数量のいずれか少ない数量であり、かつ、第7により提出された国産粉乳の使用見込み数量（脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量）に3を乗じて得られる数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書を提出した者は、重複していることを確認した全ての関税割当申請を無効とする。

- (1) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

- (2) 申請数量の総計が第1の2に掲げる合計割当数量を超える場合

各申請者に対して第1の2に掲げる合計割当数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

### 2 第4の1の(2)及び(3)に掲げる各期間

1 申請者当たりの申請数量は、使用計画数量（第4の1の(2)に掲げる期間の場合は、令和6年8月初日から令和7年3月末日までの間、第4の1の(3)に掲げる期間の場合は、令和7年1月初日から同年3月末日までの間）又は割当可能数量のいずれか少ない数量であり、かつ、第7により提出された国産粉乳の使用見込み数量（脱脂粉乳については、使用量を1.34で除した数量）に3を乗じて得られる数量を上限とし、申請者に対する割当数量は、次のとおりとする。なお、1つの使用計画に対して重複した関税割当申請書

を提出した者は、重複していることを確認した全ての関税割当申請を無効とする。

(1) 申請数量の総計が割当可能数量以下となる場合

各申請者に対して申請数量を割り当てる。

(2) 申請数量の総計が割当可能数量を超える場合

各申請者に対して割当可能数量を申請数量の総計で除した割合を申請数量に乗じた数量を割り当てる（1 kgに満たない端数は切り捨てるものとし、算出された数量が1 kgに満たない申請者に対する割当ては行わない。）。

## 第9 割当結果の通知及び関税割当証明書の交付

1 関税割当証明書は、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については、当該年度の4月1日付で発給する（ただし、令和5年度に割当てを受け関税割当証明書を未返納の者は、当該関税割当証明書が返納されるまで関税割当証明書を交付しない。）ものとし、第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請については、原則として各期間の最終日の翌日から起算して15日（行政機関の休日は算入しない。）以内に発給するものとする。

なお、第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、割当期間の開始の4週間前までに当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を、当該年度の4月1日（行政機関の休日の場合はその直前の開庁日）までに連絡するものとする。第4の1の(2)及び(3)に掲げる期間に行われた申請に対する割当結果は、関税割当証明書の発給の日までに、当省ウェブサイトにおいて公表するとともに、申請者に対し、割り当てられた数量を連絡するものとする。

2 関税割当証明書の郵送等による交付

関税割当証明書の交付は、1の発給の日（第4の1の(1)に掲げる期間に行われた申請については4月1日）以降、原則として、郵便書留等の追跡可能な送付方法により行う。

## 第10 公表

- 1 次に掲げる事項を当省ウェブサイトにおいて定期的に公表する。
  - (1) 割り当てた数量
  - (2) 返還された数量
  - (3) 消化(割当)率(第1の2に掲げる合計割当数量に対する割り当てた数量)
  - (4) 再割当てに供する数量(割当可能数量)
  - (5) 割当てを受けた者の氏名又は名称及び住所
- 2 本関税割当公表に基づき提出された関税割当申請書の記載内容及び添付書類に含まれる個人情報(「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、申請内容の審査及び関税割当証明書の発給に関連する業務以外には使用しない。ただし、1に掲げる公表のための内容を除く。

## 第11 報告

- 1 第4の1の(1)に掲げる期間に申請を行い割当てを受けた者で、第4の1の(1)に掲げる期間の申請の際提出した別記様式1 無糖ココア調製品等使用実績数量等一覧表の内容について、令和6年3月末時点で変更がある場合、当該書類を令和6年4月11日までに、受付担当課に提出するものとし、変更がない場合、令和6年4月11日までに、受付担当課にその旨報告するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、「令和5年度の無糖ココア調製品の関税割当てについて」(令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第69号)の第11に記載のある無糖ココア調製品の使用台帳等の様式に則り、EU産無糖ココア調製品(チョコレート原料用)の使用台帳の写し等を、令和7年4月11日までに受付担当課に提出するものとする。
- 3 割当てを受けた者は、関税割当てに関する法令若しくは本公表の定め(違反した場合又は虚偽の申告若しくは報告(省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。))をした場合は、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第12 関税割当証明書 of 返納

1 割当てを受けた者は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、関税割当証明書を受付担当課に速やかに返納しなければならない。このうち、(5)に該当する場合の返納期限は、関税割当証明書の有効期間満了日の翌日から起算して10日以内とする。返納方法は、受付担当課に直接持込みのほか、郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

- (1) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の全部がなくなったとき。
- (2) 関税割当証明書の有効期間内に割当てを受けた物品の輸入計画の一部がなくなったとき。
- (3) 割当数量を全て消化したとき。
- (4) 関税割当証明書の効力が停止したとき。
- (5) 関税割当証明書の有効期間が経過したとき。

2 1の返納に当たっては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、それぞれに対応する書類を受付担当課に提出するものとする。

- (1) 1の(1)若しくは(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に関税割当証明書(裏面)の残存数量(以下「残存数量」という。)について、関税割当証明書の再交付を希望せず、全て返納する場合又は1の(5)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の後に残存数量がある関税割当証明書を返納する場合 「関税割当数量の返還について」(別記様式4)
- (2) 1の(2)に該当する場合であって、関税割当証明書の有効期間満了日の前に残存数量の一部を返還し、残存数量から当該返還した数量を差し引いた数量について、関税割当証明書の再交付を希望する場合 「関税割当申請書」及び「再交付申請理由書」(経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について(平成17年4月1日付け16国際第1297号。以下「記載要領」という。)記載要領様式第1)

3 1の返納に際して、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報

処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

#### 第13 関税割当証明書の効力及び交付の停止並びに無効

農林水産省は、本公表に基づいて割当てを受けた者が次の1から3までのいずれかの事項（以下「違反等事項」という。）に該当することについて、当該違反等事項の事実を確認したときは、当該違反等事項の事実を確認された者（以下「違反等事項該当者」という。）に対して交付された関税割当証明書のうち当該違反等事項の事実を確認した時点において有効なものの効力を停止するとともに、当該違反等事項の事実を確認した日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の翌年度の末日までの期間内は、当該違反等事項該当者に対して関税割当証明書の交付を行わない（以下「効力及び交付停止措置」という。）こととする。

- 1 関税割当てに関する法令に違反したことが確定したとき。
- 2 本公表の定め違反したとき。
- 3 虚偽の申請又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類、報告書その他の関税割当てに関するものに限る。）をしたとき。

なお、農林水産省による効力及び交付停止措置がとられた場合は、該当する違反等事項との関連が特定される関税割当証明書の交付の日の属する年度の初日から当該違反等事項の事実を確認した日の属する年度の末日までに当該違反等事項該当者に交付された関税割当証明書の全部又は一部について、遡及して無効となることがある。

#### 第14 その他

- 1 書面による提出において、関税割当申請書及びその添付書類の提出部数並びに割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数はそれぞれ1通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更その他の事

由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、記載要領によるものとする。

- 3 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。
- 4 令和6年度の割当てを受けた者のうち、同年度の割当数量の合計が、国産粉乳の使用実績数量に3を乗じて得られる数量を超過する場合は、原則として、本公表第13の2の「本公表の定めに違反したとき」に該当するものとする。

ただし、令和6年11月19日（火）までに返還された割当数量は、同年度の割当数量の合計に含めない

- 5 割当て申請の審査に当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 6 割当てを受けた物品については、必要に応じその輸入、使用、販売状況等の調査を行うものとし、割当てを受けた者は、当該調査に協力しなければならない。